



第 1 1 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 平成 2 8 年 (ワ) 第 1 6 9 0 号  
期 日 平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日 午 前 9 時 3 0 分  
場 所 等 札 幌 地 方 裁 判 所 民 事 第 2 部 準 備 手 続 室  
裁 判 官 川 崎 直 也  
裁 判 所 書 記 官 山 口 桃  
出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 [REDACTED]  
原告代理人 島 田 度  
原告代理人 栗 原 望  
原告代理人 齋 藤 耕  
被告代理人 大 曲 薫

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

当 事 者 間 に 別 紙 の と お り 和 解 成 立

裁 判 所 書 記 官 山 口



(別紙)

第1 当事者の表示

[Redacted]

|           |   |             |
|-----------|---|-------------|
| 原         | 告 | [Redacted]  |
| 同訴訟代理人弁護士 | 長 | 野 順 一       |
| 同         | 中 | 島 哲         |
| 同         | 池 | 田 賢 太       |
| 同         | 橋 | 本 祐 樹       |
| 同         | 齋 | 藤 耕 史       |
| 同         | 山 | 内 崇 聖 也     |
| 同         | 宮 | 本 聖 繪 理     |
| 同         | 上 | 田 田 晃 航 弘 介 |
| 同         | 野 | 田 信 原 望     |
| 同         | 竹 | 栗 平 澤 卓 人   |
| 同         | 栗 | 平 山 本 完 自   |
| 同         | 山 | 大 友 田 淳 子   |
| 同         | 大 | 島 田 度       |
| 同         | 高 | 橋 健 太       |
| 同         | 皆 | 川 洋 美       |

[Redacted]

|           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 被         | 告          | [Redacted] |
| 同代表者代表取締役 | [Redacted] | [Redacted] |
| 同訴訟代理人弁護士 | 末          | 神 裕 昭      |
| 同         | 大          | 曲 薫        |

## 第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状、平成28年9月1日付け訴状訂正の申立書及び平成29年2月10日付け請求の趣旨の変更申立書各記載のとおり

## 第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として [REDACTED] の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 被告は、今後、定額時間外手当の繰越制度に関する制度を導入しない。
- 4 被告は、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法規及び厚生労働省が策定する労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを遵守し、労働時間の適正な把握及び労働時間の設定の改善のために使用者が講ずべき措置を講じ、従業員の長時間労働の抑制に努める。
- 5 原告は、本和解条項第1項及び同第2項の内容を、第三者に口外しない。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

これは正本である。

平成29年12月26日

札幌地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 山口 桃

